



大津市公報

令和2年3月16日
号外(第18号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

| | |
|-------------------------------------------|---|
| 規 則 | |
| 9 大津市一般廃棄物処理施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... | 1 |
| 訓 令 | |
| 2 大津市文書取扱規程の一部改正..... | 1 |
| 企業局管理規程 | |
| 4 大津市企業局文書取扱規程の一部改正..... | 2 |
| 5 大津市企業職員の人事評価に関する規程の一部改正..... | 2 |
| 農業委員会訓令 | |
| 1 大津市農業委員会事務局職員の条件付採用期間評価に関する規程の一部改正..... | 2 |
| 農業委員会告示 | |
| 5 大津市農業委員会規程の一部改正..... | 2 |
| 6 大津市農業委員会事務局規程の一部改正..... | 3 |

規 則

大津市一般廃棄物処理施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和2年3月16日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第9号

大津市一般廃棄物処理施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
大津市一般廃棄物処理施設の管理運営に関する規則(平成17年規則第5号)の一部を次のように改正する。
第2条の表大津市大津クリーンセンターの項を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

訓 令

大津市訓令第2号

大津市文書取扱規程(昭和32年訓令第15号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月16日

大津市長 佐藤 健 司

第11条中「第17条及び第27条」を「次項及び第16条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる文書に係る回議書の決裁は、押印決裁の方法によるものとする。

第17条の規定により総務課の審査を受ける文書

議会に提出する議案(予算を定めるもの及び決算を認定するものに限る。)

第15条を削る。

第16条中「または」を「又は」に改め、同条を第15条とし、第17条を第16条とする。

第18条中「回議書を回議する前に」を「課長等の決裁を経た後に」に改め、同条第2号中「もの」の次に「並びに予算を定めるもの及び決算を認定するもの」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加え、同条を第17条とする。

地方自治法第179条及び第180条の規定による専決処分案

第19条第1項を次のように改める。

議会に提出する議案に係る回議書は、決裁権者の決裁を受けた後、直ちに総務課に送付しなければならない。

第19条第2項中「報告」を「規定により回議書の送付」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

(規則案に係る回議書の送付)

第19条 前条第1項の規定は、規則の案に係る回議書について準用する。

第20条中「決裁」を「決裁権者の決裁」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第4号

大津市企業局文書取扱規程(昭和30年公営企業部管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月16日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第21条ただし書中「第32条の2及び第36条」を「次項及び第32条の2」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第32条の3の規定により企業総務課の審査を受ける文書に係る回議書の決裁は、押印決裁の方法によるものとする。

第32条の3中「回議書を回議する前に、」を「主管課長等の決裁を経た後に」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第5号

大津市企業職員の人事評価に関する規程(平成22年企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月16日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

本則中「大津市企業職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第1項の規定に基づく大津市企業職員」に改め、「(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第40条第1項の規定による勤務成績の評定をいう。)」を削る。

附 則

この規程は、令和2年3月16日から施行する。

農 業 委 員 会 訓 令

大津市農業委員会訓令第1号

大津市農業委員会事務局職員の条件付採用期間評価に関する規程(平成22年農業委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月16日

大津市農業委員会

会長 森 田 康 裕

本則中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

農 業 委 員 会 告 示

大津市農業委員会告示第5号

大津市農業委員会規程(昭和42年農業委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月16日

大津市農業委員会

会長 森 田 康 裕

第3条の次に次の1条を加える。

(会長の専決)

第3条の2 会長は、次に掲げる事項について、専決することができる。

事務局長の任用、分限及び懲戒並びに服務に関すること。

委員及び事務局長の出張を命令すること。

職員の職務に専念する義務の免除に関すること。

農地法(昭和27年法律第229号)第3条の3、第4条第1項第8号、第5条第1項第7号及び第43条第1項に基づく届出の受理に関すること。

大津市情報公開条例(平成14年条例第4号)に基づく公文書の公開の請求に対する決定等に関すること。

大津市情報公開条例に基づく公文書の公開の請求に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求に対する裁決に関すること。

大津市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問に関すること。

大津市個人情報保護条例(平成16年条例第1号)に基づく保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定等に関すること。

大津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求に対する裁決に関すること。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分した場合において、必要があると認めるときは、これを総会において報告しなければならない。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

大津市農業委員会告示第6号

大津市農業委員会事務局規程(昭和42年農業委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月16日

大津市農業委員会

会長 森 田 康 裕

第3条第3項に次の1号を加える。

技師

第4条第5項中「及び主事」を「、主事及び技師」に改める。

第5条(見出しを含む。)中「事務分掌」を「分掌事務」に改め、同条農業振興係の項第1号中「委員会」を「総会」に改め、同係の項第2号中「並びに」を「及び」に改め、同係の項中第13号を削り、第12号を第14号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

農地の賃借料に係る情報の提供に関すること。

第5条農業振興係の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、同係の項第8号中「委員会」を「総会」に改め、同号を同係の項第9号とし、同係の項第7号中「委員会」を「総会」に改め、同号を同係の項第8号とし、同係の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

委員及び農地利用最適化推進委員の研修に関すること。

第5条農業振興係の項に次のように加える。

広報誌の発行に関すること。

事務局の一般庶務に関すること。

第5条農地係の項を次のように改める。

農地係

農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務に関すること(農業振興係の分掌に属するものを除く。)

遊休農地の調査に関すること。

開拓財産の管理事務に関すること。

関係行政機関等からの照会に関すること。

相続税等の納税猶予に関すること。

農地に関する相談等に関すること。

諸証明の交付に関すること。

第6条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次のように加える。

職員の任用、分限及び懲戒並びに服務に関すること。

第6条第7号中「委員会」を「総会」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。